

藤沢市住宅地下室の容積率緩和の制限に関する条例の一部改正について
藤沢市住宅地下室の容積率緩和の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

2015年(平成27年)2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市住宅地下室の容積率緩和の制限に関する条例の一部を改正する
条例

藤沢市住宅地下室の容積率緩和の制限に関する条例(平成18年藤沢市条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名中「住宅地下室」を「住宅等地下室」に改める。

第1条中「住宅地下室」を「住宅等地下室」に改め、「以下にあるものの住宅」の次に「又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」を加える。

第5条第1号中「用途」を「住宅の用途」に改め、同条第2号中「又は住室」を「住室その他これらに類するもの」に改める。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法の一部改正により追加された建築物の用途について、地下室の容積率の緩和を制限する必要による。